

和歌山県警察情報セキュリティ委員会運営要領の制定について（例規）

（最終改正：令和6年8月8日 情管第45号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察情報セキュリティに関する規程（平成20年和歌山県警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）第4条第3項の規定に基づき、和歌山県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、和歌山県警察情報セキュリティ委員会運営要領を別記のとおり定め、平成20年2月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別記

和歌山県警察情報セキュリティ委員会運営要領

1 任務

委員会の任務は、次に掲げる事項の審議とする。

- (1) 管理対象情報の分類及び対策の基準
- (2) (1)に定める事項の見直しを行う必要性の有無
- (3) 訓令第7条第1項に規定する情報セキュリティ監査責任者作成に係る情報セキュリティ監査計画
- (4) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査結果（以下「セキュリティ監査結果」という。）に基づく対策
- (5) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他警察における情報セキュリティに関する事項で、委員長が重要と認めるもの

2 構成

委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 委員 警務部会計課長、警務部警務課長、警務部監察課長、警務部警察相談課長、生活安全部生活安全企画課長、生活安全部サイバー犯罪対策課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長、警備部警備企画課長及び警務部情報管理課長（以下「情報管理課長」という。）

3 分科会

- (1) 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、分科会を置く。

ア セキュリティ監査結果に基づく対策に関すること。

イ 警察情報システム及び管理対象情報その他警察における情報セキュリティに関する情報の収集及び整理に関すること。

- (2) 分科会に、分科会長を置き、情報管理課長をもって充てる。
- (3) 分科会は、委員長が指定する者をもって組織する。

4 運営

- (1) 委員長は、毎年1回委員会の定例会を招集し、又は必要に応じて委員会の臨時会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、情報管理課長が委員長の職務を兼務する。

(3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

(4) (1)から(3)に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 庶務

委員会及び分科会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。